平成２９年（フ）第８７号
三重県伊賀市市部2615番地の29
債務者　福森　幸次
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第９１号
三重県名張市つつじが丘北４番町230番地
債務者　奥本　隆広（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第９７１号
京都市西京区下津林南中島町86番地　セレーノＳＫ208、前住所滋賀県長浜市十里町181番地８
債務者　中川　　豪
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４６号
京都市右京区西京極堤下町20番地118
債務者　上田　恵麻
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５３号
京都市右京区梅津南上田町８番地の１
債務者　小川　禎三
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５７号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地67棟504号
債務者　上原　直基
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９５号
京都府宇治市伊勢田町大谷22番地　パデシオン宇治伊勢田Ⅰ番館321号
債務者　安部眞由美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
奈良市西大寺宝ヶ丘８番15―105号
債務者　若林　幸宏
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３４号
鳥取県西伯郡伯耆町福吉158番地
債務者　八谷　侑希
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１６０号
岡山県倉敷市青江903番地６
債務者　佐藤　弥和
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８７４号
広島市佐伯区屋代１丁目25番14―６号
債務者　中村　静雄
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９１号
広島県安芸郡熊野町呉地２丁目４番11―２号
債務者　谷川　宏美（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１５号
広島市佐伯区五日市町大字下河内518番地１グラース・プラシード202号
債務者　河内　秀昭
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９号
広島県三原市館町２丁目15番７号　メゾン大久保101号
債務者　榊原　康博
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１８６１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲490番地１　ＭＩビル905号
債務者　清島　晃司
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８２号
福岡市博多区麦野６丁目17番２－２号
債務者　松石　光浩
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８９号
福岡県筑紫野市大字牛島369番地23
債務者　下田　利幸
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部